

# 福祉文教委員会会議録

令和元年 8 月 5 日 ( 月 )  
( 開 会 ) 1 0 : 0 0  
( 閉 会 ) 1 2 : 3 9

## 【 案 件 】

1. 保育行政について
2. 児童生徒の安全対策について

## 【 報告事項 】

1. 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）整備に係る選考結果について
2. 低所得者・子育て世帯支援商品券発行事業（飯塚市プレミアム付商品券事業）について
3. 令和元年台風 5 号に伴う大雨による被害状況等報告について

---

### ○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「保育行政について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

### ○子育て支援課長

資料の説明の前に、資料中で教育・保育施設の中で 2 号、3 号と名称が出てきますので、それについて簡単に説明いたします。教育・保育の認定において、1 号から 3 号までの認定区分がございます。1 号は幼稚園に在籍する児童を 1 号認定と言います。2 号は保育所に在籍する 3 歳児から 5 歳児までの児童を 2 号認定と言います。3 号は保育所に在籍するゼロ歳児から 2 歳児までの児童を 3 号認定と言います。認定こども園におきましては、幼稚園児の 1 号と保育所の児童の 2 号、3 号が在籍しますので 1 号から 3 号までの児童が在籍することとなります。

それでは、提出しております資料についてご説明いたします。資料 1 ページをお願いします。「市内の居住児童の特定教育・保育施設（保育所・こども園）支給認定状況（人）（2・3 号のみ）」、その利用状況、未利用者についてご説明いたします。令和元年 7 月 1 日現在の状況を記載しております。上段に保育施設支給認定者数 3 5 8 5 人、中段に入所者数 3 5 1 5 人、下段に施設未利用者数 7 0 人となっております。未利用者 7 0 人の内訳としまして、指定園のみ希望者 2 4 人、届出保育施設利用者 5 人、求職中 1 0 人、育児休暇延長 4 人、待機児童 2 7 人となっております。未利用児童が 6 月の 8 8 人から 7 月、7 0 人へ減少している理由としましては、未利用の状況を把握するため、5 月 2 1 日に 8 8 人に対し現況届を送付いたしました。そのうちの未回答 2 7 人を 7 月の未利用者から外しております。

資料 2 ページをお願いします。「各年齢別の入所状況」について 2 ページに公立保育所・こども園と私立こども園、3 ページに私立保育所の各施設の年齢階層ごとの入所定数及び入所児童数、定数に対する利用率、入所率が 1 0 0 % 以下の施設については、その理由を記載しております。公私立施設全体の利用率は 1 0 2 . 2 % となっております。内訳としまして、公立保育所・こども園の利用率は 9 5 . 7 %、私立こども園の利用率は 1 1 4 . 4 %、私立保育所の利用率は 1 0 2 . 3 % となっております。

資料 4 ページをお願いします。「年齢別未利用児童の希望申込先（第 3 希望まで）」については、未利用児童 7 0 人の入所希望施設の申し込み施設について、第 1 希望から第 3 希望の施設までを一覧表にしたものです。

資料 5 ページをお願いします。「令和元年度 未利用児童一覧」については、資料 5 ページから 7 ページにかけて、未利用児童となっている 7 0 人の年齢、性別、加算認定項目、利用認定指数の合計、入所希望施設を第 1 希望から第 4 希望まで記載しております。

資料 8 ページをお願いします。8 ページから 1 5 ページにかけての「保育所、認定こども園

定員及び入所状況・保育士定数及び配置状況調べ」については、8ページに公立保育所、9ページに公立認定こども園、10ページから14ページにかけて私立保育所、15ページに私立認定こども園を記載しております。

8ページの菰田保育所を例にご説明いたします。表の中ほどに、①年齢別の利用定員数、②市内児童の入所児童数、③広域児童入所者数は、市外居住の児童、これは菰田保育所に入所している児童数となり、その下の米印が菰田保育所に入所している児童数の合計となります。④8月1日以降入所予定兄弟児数、現在菰田保育所に入所している児童の兄弟が8月以降入所を予定している児童数となります。⑤利用定員保育士定数は、利用定員に対する必要保育士数、これは、最低保育士数となります。⑥入所児童数比保育士必要数は、現在菰田保育所に入所している児童数に対する必要保育士数となります。⑦は兄弟児の予定児が入所した場合の必要保育士数となります。⑧から⑩は現在、在籍している保育士、正規職員と臨時職員の在籍者数となります。⑪は利用定員に対する保育士の充足数となります。⑫は現在入所している児童数に対する必要保育士の充足数を指します。⑬が予定している兄弟児が入所した場合の充足数となります。公立保育所と私立保育所では若干様式が違っております。これは、私立保育所が給付費の加算等の関係で加算を付ける場合に配置している職員数を記載しております。

10ページをお願いします。各年齢の計の右側から加算対象主任、定員90人以下加算、特別加算とあります。この加算に配置している場合に給付費の加算の対象となります。

15ページの認定こども園については、利用定員、入所児童数は幼稚園部1号と保育部2号、3号の合計を記載しております。

資料16ページをお願いします。「各年齢別人口及び保育所等の入所状況」については、令和元年7月1日現在のゼロ歳児から5歳児までの年齢別人口の保育所、こども園、幼稚園、認可外保育施設の利用状況を記載しております。教育保育施設の利用率が全体で74.7%、今年度10月から実施される無償化の対象となる3歳児から5歳児では、表には記載していませんが人口の合計が3406人、利用者数の合計が3326人、利用率が97.6%と高い施設の利用率となっております。

続きまして、幼児教育無償化の資料をお願いします。今年度10月から始まります幼児教育・保育の無償化についてご説明いたします。この資料は内閣府が出している資料となります。3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、こども園などを利用する児童の利用料が無償化されます。

幼稚園につきましては、月額2万5700円を上限に無償化の対象となり、また通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者負担となります。

保育所につきましては、ゼロ歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の児童及び3歳児以上の利用料が無償化されますが、3歳児以上児については実費として副食費が徴収されます。国の基準額として4500円が示されており、各施設で徴収することとされております。

次のページをお願いします。幼稚園の預かり保育を利用する児童に対しても、保育の支給認定を受ける必要がありますが、月額1万1300円を上限として幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて無償化されます。幼稚園授業料の2万5700円と預かり保育料1万1300円、合計3万7千円までが無償化の対象となります。

認可外保育施設につきましては、認可保育所と同様に保育の支給認定を受ける必要がありますが、3歳児から5歳児までの児童は月額3万7千円を上限に、ゼロ歳から2歳児までの非課税世帯の児童は月額4万2千円を上限に無償化の対象となります。

就学前の障がい児の発達支援を利用する児童についても3歳児から5歳児までの利用料が無償化されます。

また、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設が、この無償化を契機に保育料の引き上げが行われないよう、変更の内容やその理由の掲示を求めることとなっております。

次のページに幼児教育・保育の無償化の主な例を記載しておりますのでごらんください。この無償化の実施に当たりまして、6月27日、木曜日に私立幼稚園、こども園、8月2日、金曜日に認可外保育施設を対象に説明会を行っております。私立保育所については8月下旬ころに説明会を予定しております。

続きまして、資料はございませんが、「合同就職説明会」について報告いたします。

合同就職説明会は、6月29日、土曜日に飯塚市役所1階多目的ホールにおいて、「2019飯塚市私立保育園・こども園・幼稚園合同就職説明会」を開催いたしました。市内保育所等を運営する18法人26園が各施設のブースを設け、保育士を目指す学生や潜在保育士に対し、園の状況などの説明を行いました。当日は、市内外から25名の方が参加し、各園のブースを回って、熱心に話を聞いておりました。また、今回、保育士のための相談コーナーを設けたところ、潜在保育士8名の方からの相談がありました。昨年度の開催では20名の参加があり、そのうち6法人で10名の採用がっております。今後も保育協会及び私立幼稚園連盟と協力しながら説明会を実施していきたいと考えております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○兼本委員

今、報告を受けまして、ちょっと最初に質問させていただきたいのが昨年までの「保育行政について」、この委員会で議論を2年間やってまいりました。その中で、福祉文教委員会として、保育施設の充実に向けということで提言をさせていただいていると思います。その中で5つさせていただいていると思いますが、その後、どのような状況になっているのか、お示しいただければと思います。

#### ○子育て支援課長

ことし、平成31年2月の福祉文教委員会で提言をいただいています。1. 保育の受け皿の早期整備について、2. 教育・保育等の提供区域について、3. 保育士待遇改善について、4. 保育の質の向上・確保について、5. 多様化する保育ニーズの対応について、この5つの提言をいただいております。保育の受け皿の早期整備につきましては、現在、施設整備で横田保育所、幸袋こども園、こちら2園の施設整備は今年度中に終わる予定にしております。定員をそれぞれ20名ずつ、増員する予定で合計40名増員するようにしております。また認定こども園、こちらについては桜ヶ丘幼稚園が今、県のほうに施設整備の申請書を出しておる状況ですので、その内示後に工事契約、着工という形になります。また新設保育所につきましては、現在、設置に関する委員会を設置しまして、今最終段階でございますけれども、実施要領等を協議している段階でございます。教育・保育等の提供区域、こちらにつきましては、今、飯塚市としては、市内に地区が旧町であるんですけども、市内を一つの区域として、提供区域としております。今後も提供区域につきましては、市内1区域でというふうに考えております。保育士の待遇改善、こちらにつきましては、研修等につきましては現在、私立保育所に対しましては、児童の定員数に応じて、研修費補助金等を出しております。それで引き続き、研修等で資質向上を図っていただきたいというふうに考えております。また今年度、昨年から引き続きましてキャリアアップ研修、これは県が実施しておりますキャリアアップ研修なんですけれども、こちらについても、今年度、秋と冬に開催する予定になっておりますので、そちらのほうに私立保育所から参加するようになっております。保育の質の確保・向上につきましては、先ほどの研修費補助、こちらのほうで引き続き行っていただきたいというふうに考えております。多様化する保育ニーズの対応につきましては、昨年から公立保育所におきまして、延長保育を実施しております。6時から7時まで、こちらのほうで実施しておりますので、こちらのほう

うも引き続き、実施を進めるとともに、病児保育こちら現在、1施設で実施しているんですけども、企業主導型が今年度から2施設、病児保育を開設していただきましたので、そちらのほうに確認したところ、こちらの2施設、当日連絡していただいて枠が空いていれば、対応可能というふうになっておりますので、そちらのほうで引き続き対応していきたいというふうに考えております。

○兼本委員

先ほど保育行政についての資料をいただきました。その中で、5ページの一番最初に、例えば颯田こども園のほうに希望されている方が未利用児になられているということみたいなんですけれども颯田こども園は10名、今入所定数はあるということになってはいますが、今現在6名の児童が入っていると。まだ枠があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、これはどういった理由から、未利用児になっているのか教えてください。

○子育て支援課長

ゼロ歳児につきましては、兄弟児の入所予定がございますので現在調整をしているような状況でございます。

○兼本委員

この方、指数合計105点というふうになっているんですが、これはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○子育て支援課長

こちらの105点としましては、両親ともにフルに勤務している場合に105点というふうになっております。

○兼本委員

これは点数が高いほど入所を急する、しなくてはいけないというふうに考えていいんですか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

それで兄弟の子どもたちがいらっしゃるから調整というのもわかりますけれども、この方も必要ということになるわけですよ。入れないということであれば、例えば、今これは第2希望、第3希望という部分は、無いようなんですけども、何かマッチングさせて、どこかの保育所に入れるとか、もしくは保育士さんを確保するとかいうことで対応するということはできないのでしょうか。

○子育て支援課長

マッチングについては、随時行っております。ただ、どうしてもこの園しか希望しないという場合については、もうこの園というような形で対応していきたいというふうには考えております。

○兼本委員

というと、入らなくてはいけない、いわゆる待機児童の方が入れないということは、理由としては、何が大きいんでしょう。ただ第1希望しか書かれていないかもしれませんけれども、それはその地域的に働きに行かれる場所なりとか、いろいろあって、ここしか行けないんだよという方なのかもしれない。10人枠があって、6人しか入れていない。兄弟の方が、今後入ってくるだろうということで今答弁をいただきましたけれども、保育士をふやすことというのは、これはできないんですか。

○子育て支援課長

保育士につきましては、随時、臨時保育士、パート保育士等を随時募集をしている状況ではございますけれども、今入所している児童については、確保されているんですけども、まだまだ多少、少ない状況でもございますので、引き続き確保に向けて対策をとっていきたいとい

うふうに考えております。

○兼本委員

保育士さんを結論から言えば、なかなか集めるというのは、難しいというのが本市の現状なんですか。

○子育て支援課長

先ほど、保育士確保につきましては、公立につきましても臨時保育士の確保について、ちょっと今いろいろ連絡をとったりしているんですけども、確保に苦慮しているような状況ではございます。

○兼本委員

厳しいということですが、16ページにゼロ歳児が1228名いらっしゃると、その中で公私立保育所やこども園、それから幼稚園、認可外保育施設を利用されている方が、318名ということではないんですかね。合計で今25.9%ということですよ。このその他というのは、どう捉えたらいいんですか。

○子育て支援課長

その他と言いますのは、今うちのほうで把握ができていないというか、こちらの入所していない児童をその他というふうに書いております。

○兼本委員

ということは、今後この74.1%の方々はこの1年間で、どこかしら、全部じゃないかもしれませんが、かなりの人数の方が、保育施設を利用されるというふうにお考えなんですか。

○子育て支援課長

全部、ゼロ歳児のこちらが申し込みがあるとは考えておりませんが、大体100名ほどは、今年度中に申し込みが、残りの910名、この中から100名程度は申し込みがあるんじゃないかなというふうには考えております。

○兼本委員

例えば、昨年度の3月末時点というのと、これからお生まれになれる方もいらっしゃるでしょうけれども、大体、最終的にはどのくらいの利用者数になるんですかね。その100名になったら418名ぐらいが利用ということですけど、昨年そのくらいの利用者数なんですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:27

再 開 10:28

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申しわけございません。昨年、平成30年度の3月のゼロ歳児の入所児童数は、こちらは413名となっております。人口に対する比率というのは、昨年3月については出しておりませんので、申しわけございません。

○兼本委員

そうすると先ほど、ゼロ歳児が約100名ほどふえるんじゃないかという推測なんだけれども、今現状でもなかなか希望の園に入れられない方も、先ほどのようにいらっしゃるということなんです。今後、今先ほど言われた保育の受け皿の早期整備についてということで、横田、幸袋が今年度中に40名ふえるというようなお話をいただきました。今の計画だけで、その受け入れというのは、大丈夫なんでしょうか。

○子育て支援課長

今の施設整備、横田保育所、幸袋こども園と桜ヶ丘幼稚園のこども園化と新設保育所、こち

らの4施設で大体240名ほど定員は、年齢のばらつきが全体の数字にはなるんですけども、240名程度、定員は増加する予定にしております。また企業主導型の施設というのも市内に現在10施設、こちらが今9施設なんですけれども、9月に1施設を予定しておりますので、10施設ございます。こちらも保育所と同様に3歳児以上、あとゼロ歳から2歳児、こちらの非課税世帯については無償化の対象となっております。そういったところを含めて、確保に努めていきたいというふうには考えております。

○兼本委員

わかりました。昨年、この企業主導型等に関しては、あまり何かいい回答ではなかったような気がするんですね。今回、企業主導型も含め、待機児童解消のために進めていくということは、企業主導型に関しても、飯塚市としては利用をしていかなくは、いけないというふうにお考えなんですか。

○子育て支援課長

企業主導型は、昨年から申し上げたとおり市の主導では、こちらのほうでは開設することはできません。現に今、10施設、9月に開所する分を含めて10施設あるんですけども、こちらについては、質の確保等の問題がございますけれども、入所できていない児童については保護者に対し、こういったところもございますというふうにご紹介はしているような状況ではございます。

○兼本委員

そうするとその判断基準というのは、もう保護者が個別に判断していくというような形になってくるんですかね。昨年からもその質の確保、非常に問題ですよということで答弁いただいたと思うんですね。だからここはなるべく市としては余りお勧めしませんというふうには私は、答弁を聞いていて思ったんですけども、そういうわけではないんですか。

○子育て支援課長

すみません。ちょっと説明が悪かったかもしれませんが、企業主導型や認可外保育所、こちらについても情報提供は随時行っております。

○兼本委員

市として、例えばその質の確保、情報提供はわかります。どこか預けられるところがあれば、必要だということで今現状でそこまで足りない、市の認可保育所の中だけでは足りないんだよということを言われているんだと思うんですけども、質の確保等を市のほうが例えば、もうこれは全く、何も関与できないところになるんですかね。

○子育て支援課長

こちらの施設につきましては、100%保育士じゃないという施設もございます。50%であったり60%、それによって給付費の単価が変わるような状況でもございます。ですので、そういった100%、市のほうから保育士を確保してくれということは、制度上ちょっとできないような状況でございますので、市としても何らかの研修を促すとか、そういった情報提供は、現在も行っているんですけども、引き続き情報提供を行っていきたいというふうには考えております。

○兼本委員

今課長言われたように、確かに保育士ではないとか、その施設は全員保育士なんだよとかというのは、多分なかなかわからないと思うんですね、利用される方というのが。今、言われたように情報というのは、やはり市のほうからも最初にお勧めするときと一緒に、資料として出してあげるというのも必要なんではないかというふう思うんですけども、これはやはり情報というのは、なかなか入って来ないものなんですか。

○子育て支援課長

こちらの情報につきましては、施設のほうから今、説明会を行いましたので、そのときにパ

ンフレットをうちのほうの窓口に、パンフレット置き場をつくりまして、随時、そちらも利用される方については、情報提供を行っているようなところもございますので、そういった何らかのお知らせするパンフレットなり、広報誌なりを集めていってそれを随時提供していきたいというふうには考えております。なかなか企業主導型については、国と園との直接のやりとりになり、申請時も直接やりとりになりますので、なかなか市のほうで関与するのは難しい状況ではございます。

○兼本委員

課長頑張ってください、もうちょっと情報が集められるような形をとっていただければというふうに思います。

次に教育・保育等の提供区域について、市内を1つとして考えていらっしゃるというような答弁でした。前々から問題になっているのが例えば、かなり遠くの保育所が空いているよというようなお話だけれども、そこまで本当に保護者が連れて行くのかとか、そういった問題もありましたし、例えば、バスなんかを使って、どこか拠点に皆さん集まっていたら、そこから連れて行ったらどうですかというような話なんかも、多分2年間であったと思うんですが、今も恐らく、ここは行けるんだけど、こちらのほうに行けませんかというときに、通勤路でもない、施設も遠い、そういった場合にはどのような対応されていますか。

○子育て支援課長

確かに今質問委員が言われるように、飯塚市は筑穂地区から潁田地区まで車で大体30分ぐらいあるんですけども、以前は潁田地区に住んでいた方が筑穂保育所が空いているよとかいう話があったんですが、現在は例えば、潁田地区ですと近隣にない場合、そういった場合は小竹町や福智町、市外の例えば直方市なんかの市外の保育所、そちらのところに通勤しやすい、預けやすいところに範囲を広げて近隣市町村と連携をとりながら、入所を進めているような状況ではございます。

○兼本委員

そうするとそういうところは、受け入れは可能なんですか。広域で受け入れてくれることは、容易にできるのでしょうか。

○子育て支援課長

容易に言いますと、相手方の自治体との調整も必要になってくるんですけども、現在市では150名ほど、市外の保育所に預けているような状況でもございます。ですので、空いていれば、市外の保育所、自治体でも受け入れをさせていただいているような状況は続いております。

○兼本委員

それによって待機児童数というのは減ってきている現状というのはあるんですか。

○子育て支援課長

待機児童、昨年度の比較になって申しわけございませんけれども、昨年が同時期80名だったんですけども、その中で実質的な待機児童というのが38名いました。今年度が27名で若干ですけども、減っているのではないかなというふうには考えております。申し込み数、全体の入所者数自体を見ますと、今年度と昨年度を比較したら、大体80名ほど増加はしている状況の中で待機児童が減っているというのは、少しずつ減ってきているのかなというふうには、ちょっと個人的には考えております。

○兼本委員

そうするとこれは市内を1つとしては考えているけれども、その方の地域の特性とか、そういった利用範囲がある程度絞って、今までとは違うような形で保育所の利用に関しては対応されているということでもよろしいですかね。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

次の保育士の待遇改善についてなんですけれども、昨年度からキャリアアップ研修等を利用してということで、先ほど言われていましたけれども、今年度から「保育士確保集中取組キャンペーン」というのはあるんですか。御存じですか。

○子育て支援課長

取り組みキャンペーンについては、今年度からというよりも、以前からあっているという、時期的なものにはなりませんけれども、前年度からあっているような状況でございます。

○兼本委員

令和元年から例えば、給与の面で月額改善というのとかはあるんでしょうか。

○子育て支援課長

申しわけございません。詳しい内容については今のところ把握しておりません。

○兼本委員

と言いますのが、保育士のお給料は、ほかの保育士以外の働く場所よりも給与が安いんだといったような問題がありますよね。これは今、わからないかもしれないんですけれども、ある程度、毎年毎年給与のアップというのはあっているというのは、わかるんですけれども、年収ベースでどのくらいを目標に国はされていて、大体飯塚市としてはどのくらい考えてあるのかというのは、答弁できますでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:44

再 開 10:46

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

処遇改善につきましては、各施設で年々処遇改善加算というのがありますけれども、それで取り組みを行っているんですけれども、各施設での設定目標を幾らに目標にするとか、そういったことについては把握しておりません。

○兼本委員

自治体によって違うのかもしれないんですけれども、例えば東京都なんかは、リーダー、主任になる人材であれば5年目で年収が380万円とか、10年目で480万円程度が見込まれるんじゃないかというところで、例えば給与面の処遇改善をどうやっていくかといったことを考えているというようなみたいなんですけれども、そういったところである程度、何か見えるものがあれば欲しいなと思ったのが私のちょっと考えだったんですけれども、今貸付金制度がありますけれども、やはりその利用者数、例えば生活資金が足りない場合の貸付金制度の利用者というのは、ある程度どのくらいの方が借りられていらっしゃるんですか。

○子育て支援課長

生活資金貸付金につきましては、今年度、18名の方が利用されております。

○兼本委員

大分、ふえたということですね。たしかこれは保育士さんだけということでしたよね。これ例えば幼稚園、これから幼稚園のほうも保育の無償化になってくると、また利用者もふえるのではないかというのは、幼稚園のほうは考えられていないんでしょうか。

○子育て支援課長

この制度、待機児童対策というような形で実施しております。現在のところは、幼稚園ではなく、あくまでも保育所というふうに考えております。

○兼本委員

その幼稚園のほうは、利用者数としてはどうなんですか。今の現状のままで大体、今後も進

んでいくということによろしいですかね。

○子育て支援課長

市内の私立幼稚園、こちらについては現在入所率というのは、大体7割から8割程度の入所率、全体で7割から8割程度の入所率となっております。アンケート調査した中では、幼稚園の預かり保育、こちらを利用したいという保護者もいましたので、そちらのほうを利用される方は、若干ふえるのではないかというふうには考えております。大体、幼稚園は2時から3時ぐらいまで開所していただいて、6時まで預かり保育を行っている園もありますので、幼稚園のほうも若干ふえるのではないかというふうには考えておりますが、幼稚園の配置基準というのは保育所と違って、基準が恐らく1クラス30名に対して、幼稚園教諭が1名というような配置基準になっておりますので、保育所と若干違う部分があるのではないかというふうには考えております。

○兼本委員

幼稚園と言ったら大きくなり過ぎて申しわけなかったです。認定こども園の場合は、例えば保育士の2号、3号の担当の方は、こういう利用ができるということなんですか。1号はだめということなんですか。認定こども園に働いている方、全員が対象になるのでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:51

再 開 10:52

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

一応、貸し付け要件につきましては、私立の保育所、また認定こども園の常勤保育士として業務に5年間従事することとしております。

○兼本委員

ということは、その中の方が全員大丈夫ということでもいいんですか。そうすると幼稚園というのは、認可を受けていない幼稚園は利用できないということでもいいんですか。

○子育て支援課長

幼稚園というのは私立にございます認可を受けているこども園、幼稚園は対象から外れるということです。こども園につきましては、貸し付けの適用が可能なんですけれども、幼稚園につきましては対象から外れます。

○兼本委員

ということは、こども園は1号、2号、3号を担当されている全員がオーケーということですね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:54

再 開 11:05

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申しわけございません。こども園、こちらにつきましては常勤保育士として勤務した場合は対象となります。ただ、幼稚園教諭しか持っていない場合の先生もいらっしゃいますので、そういった方は対象から外れるような形になります。

○兼本委員

わかりました。次に今度、子ども・子育て支援事業が新制度になったときに、新制度における保育の必要性の事由という部分が、何かできるんですかね。今までにプラスして、例えば求

職活動の方とか、就学とか、虐待、DVのおそれがあることとか、育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であることとかいったものが給付の対象としてふえるというのは、新たに基準を定めるというようになっていたんですけど、それはどうなるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:06

再 開 11:11

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

先ほど、質問委員が言われた分につきましては、現在飯塚市でも取り組んでおります。また、保育の無償化に関して、今年度より認可外保育所、こちらについては、新2号、新3号というふうな認定基準が設けられております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

先ほど横田保育所と幸袋こども園が20名ずつぐらい増員するということだったんですけど、いつぐらいにということをお教えください。

○子育て支援課長

横田保育所、幸袋こども園、こちらの20名ずつなんですけど、現在工事を行っております。年度内には工事完了する予定でありますので、幸袋こども園は、たしか10月もしくは11月ぐらいには完了するかと思います。横田保育所については、年度内というふう聞いておりますので、それ以降、定員増の手続きをとりまして新年度には、令和2年4月には20名ずつふえたような、定員数を考えております。

○金子委員

桜ヶ丘幼稚園がこども園になるというふうにお聞きしたんですけど、いつになったら増員できるか教えてください。

○子育て支援課長

桜ヶ丘幼稚園につきましては、今年度、先ほど申しましたけれども、県のほうに今、施設整備の手続きをとっております。今年度内に内示が出ましてその後工事の契約を行います。工事が恐らく来年度いっぱい、令和2年度いっぱいかかるような計画になっておりますので、令和3年4月からこども園として開設する予定としております。

○金子委員

そうすると、無償化が10月になっていきますよね。そして順番でいくと幸袋こども園が約20名増加、そして横田保育所が来年度の令和2年のときに、約20名増加ですよね。そしてさらにその1年たった後に、200名ぐらいの増加というふうにご検討しているということでしょうか。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○金子委員

そうすると、今現在70名の待機児童があるということだったんですけど、どういうふうな待機児童が減っていくというふうな想定をされてありますか。

○子育て支援課長

今、70名の未利用児童がいますけれども、今年度内については40名、年齢層にもよるんですけど、来年度中には、こども園として、保育部として桜ヶ丘こども園が66名増加す

るように予定をしておりますので、新設保育所と合わせて定員ベースで160名ふえますので、令和3年4月の入所段階では解消できるのではないかとこのふうには考えております。

○金子委員

令和3年までにゼロになる。そういうことですね。令和3年4月。それまではだんだん減っていくということですね。一番多くてどのくらいとか、そういうめどが立っておりますか。

○子育て支援課長

申しわけございません。そこまでの最高が何人というふうな形では、今のところ把握しておりません。

○金子委員

恐らく、本当にふえていくと思うんですよ。兄弟児という3歳と一緒にゼロ歳の子もというようになったときに、ゼロ歳児に対しての保育士の割合というのは、かなり高いですね。そうなったら、待機児童はどっとふえる。細かく計算していくというのが必要だと考えますので、どうぞもう少し工夫をされないと、困るのは保護者なのではないかなと思いますので、しっかりお願いします。

障がいのある子どもたちは、ここに載っていない障がいのほうの児童発達支援というのを使っていると思うんですが、その子たちが保育園とか幼稚園を併用したいというふうな場合があると思うんですけど、その割合というのはわかりますか。

○子育て支援課長

すみません、併用している児童はいますけれども、例えば週3日保育所を利用して、週2日障がい児施設を利用する方もいるんですけど、すみません、今正確に何人併用しているかという数字はちょっと持ち合わせてございません。

○金子委員

その辺が大変曖昧になっていると思うんですよ。ということは市役所が曖昧になると、子どもたちの居場所というのがとても不安定で、すごく受け入れが厳しいという話をよく聞くんですね。児童発達支援のところでは、かなりの社会性を身につけてきていて、保育園なり、こども園なりで生活したいと思っている保護者も、そちらのほうに行かせたいと思っているんだけど、どうしてもその受け入れ態勢ができていないというところが問題というふうによく聞きますので、そこは社会・障がい者福祉課と子育て支援課との連携とか、その間をとるサービスというのを充実させていくことが必要ではないかなと思うんですよ。それでちょっと正確な名前が出てこないんですけど、そういう間をとるようなサービスがあると思うんですけど、そういう利用されている子どもたちは、併用して、何か先生たちがついて行くというサービスがあると思うんですが、それを利用して入っている子どもたちの数とか、実態はわかりますか。

○子育て支援課長

すみません。これが昨年11月の資料でちょっと申しわけないんですけど、その時点では、49名の方が障がい児施設と保育所を併用して、利用されているような数字になっております。49名利用されております。

○金子委員

先ほど保育の質というところで兼本委員から出ていたんですが、特に認可外保育所とか、企業主導型の保育園に関して、以前、研修もご案内されたというふうに言われたんですが、どんな研修をご案内されたのか教えてください。

○子育て支援課長

研修の内容といいますか、県から定期的に研修の案内が来ますので、そちらのほうを認可外保育所等にはお知らせしているような状況です。確認しましたら認可外については、県のほうから情報が来たり、来なかったりということをお聞きしましたので、そちらのほうを案内するようにしております。

○金子委員

先ほど、これは飯塚市だけの問題じゃないと思うんですが、認可外の保育内容やその保育施設のあり方というところは、全国でいろいろ問題になっていると思うんですよね。ひどい場合は、やっぱり死亡事故が起きたりする場合も多々ありますので、何らかの形でやはり市役所がチェックする機能がないと、安全とは私は、ちょっと言えないと思うんですよね。どうしても、働き方にしても保障されていない中で働いているという、私の友人も実際にそういう認可外で働いている友人がいます。もともと保育士だったけれども、時間の都合がちょうどいいというふうな話を聞いたから、保育所をやめて認可外に入った。しかし、ものすごく厳しいし、とてもジレンマがあると話を聞きます。これが子どものためなのかなというふうな保育内容とか、時間とか場所とかですね。なので、それは認可外をやっている保育所はやっぱり難しいと思うんですよ。やっぱりそこは、何とかして行政がチェックする機能を独自で持っていないと飯塚市の子どもたちが守れないのではないかなと私は危惧します。特に障がいのある子どもたちを受け入れることとかに関したら、かなりの研修が必要だと思っています。場所の確保とか、言葉かけとか、そういうところをしっかりとチェックするというような研修システムとかを考えていただくようお願いしたいなと思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

いよいよ10月から幼保の無償化のほうが始まっていくわけですけど、今も同僚議員のほうからも質問のほうがあっておりましたが、そこに関連しまして、数点聞かせていただきます。まず先ほどの増加する定員枠として、横田、幸袋、桜ヶ丘幼稚園のこども園化、それと新設の保育所ということで、240名定員を確保するというふうな答弁があっただけだと思うんですけど、まずちょっとその点を確認させてください。

○子育て支援課長

横田保育所と幸袋こども園が20名ずつ、新設が100名で桜ヶ丘幼稚園が66名、増加する予定としておりますので、206名増加する予定としております。

○永末委員

206名のうち、ゼロ歳児から5歳児の内訳も一緒に教えてください。

○子育て支援課長

すみません、新設についてはまだ詳細な内訳というのは出ていませんので、幸袋、横田、桜ヶ丘のこちらの3園で申し上げます。ゼロ歳児が14名、1歳児が19名、2歳児が19名、3歳児が17名、4歳児が18名、5歳児が19名の予定となっております。

○永末委員

今新設を除いた分と言われましたので、今言われた数字をトータルすると106名になるということですかね。わかりました。そういった部分が今の分に上乗せされていくことになるかと思うんですけど、一方で幼保の無償化による需要の増加、利用者の増加の部分とのバランスになってくるかと思うんですけど、先ほど兼本委員とのやりとりの中で、ゼロ歳児が最初に説明していた資料の16ページのほうで、その他という部分のゼロ歳児のほうに910名上げられていて、そのうちの100名程度を幼保無償化の中で申し込みがあるんじゃないかというふうな想定をしているというふうな答弁があったかと思うんですけど、されましたよね。

○子育て支援課長

無償化というより、年間を通して100名程度、ふえるんじゃないかというふうな形で答弁させていただきました。

○永末委員

このゼロ歳児のその他の910名の掲げられているところから100名がということですよ

ね。それはどういうふうなところから、はじき出した数になるんですか。

○子育て支援課長

毎年、大体ゼロ歳児が100名から200名程度、ふえていくような状況がありますので、そこからそれぐらいふえるんじゃないかなろうかというふうに考えております。その中には無償化の影響については、含まれておりません。

○永末委員

無償化に伴っての増加という答弁の流れでの話じゃなかったんですか。その他の中から100名の利用者がふえていくというのは、私はちょっと幼保無償化の流れの中で、ゼロ歳から2歳というのが住民税非課税世帯ですよ、この無償化に当たって。その影響で、ここのその他のほうから、100名程度がふえるというふうな答弁なのかなと思ったんですけど、そうじゃないんですか。再度、説明してもらっていいですか。

○子育て支援課長

すみません。先ほど100名程度ふえる、毎年ふえていくというのは、ここ数年、大体100名から200名程度、全体でふえていっている状況がありますので、そこから100名程度というふうな形で答弁させていただきました。これは無償化の影響、無償化の分は考慮しておりません。

○永末委員

新たに毎年毎年入ってきますよね。変わりますよね。新たに100名ふえるんじゃないかなろうかということですか。無償化の影響がどうなっていくのかというのは当然今、増設とかされていますので、それはそこら辺のことも無償化の影響もあるというふうなことで従前から答弁されていますので、そのあたりの想定がどうなのかというのは、以前からお聞きしているんですけど、もうあと2カ月を切る中で、そのあたりの想定というのはしていないということなんですかね。

○子育て支援課長

来年度以降につきまして、今、子ども子育て会議のほうで、量の見込みという形で計画を検討している段階でございますので、その中で検討していきたいというふうに、子ども子育て会議の中で検討していきたいというふうに考えております。

○永末委員

来年度の4月からというのは、そのあたりもしっかり子ども子育て会議の中で数字として、把握していく。当然その前の段階で、ある程度前の段階で、ある程度の数字をお示ししていただけということなんですか。子ども子育て会議で検討されるということであれば。

○子育て支援課長

子ども子育て会議で協議した結果につきましては、報告していきたいというふうに考えております。

○永末委員

一番、幼保無償化の中で影響があるかなと思っているのは、ゼロ歳から2歳の分なのかなと思っているんですけど、今のその利用状況から見てもですね。住民税非課税世帯というところが無償化になってくると思うので、そこを無償化することによって、どのぐらい無償化になったからということで利用される方がふえてくるのかなと思うところかと思うんですけど、その住民税非課税世帯の世帯数というか、その中の世帯の中のお子さんの数というのは把握されているんですか。

○子育て支援課長

例えばゼロ歳児だったら1228人に対して、このうち非課税世帯がどれぐらいかという把握については、ちょっと現在しておりませんが、今の入所児童、こちらについて非課税世帯である割合というのは3号認定の3歳未満児ですと全体の13%ほどが非課税世帯の対象

となっております。数でいうと1514人に対して200人程度は非課税世帯というふうな形で考えておりますので、全体で言うと13%ぐらいではなかろうかというふうには考えております。

○永末委員

そのあたりも、しっかり把握して進めていくべきじゃなかろうかと思っておりますので、ぜひちょっとそのあたり検討していただきたいと思っております。

あと1点、先ほどのもう一つの資料の中で、内閣府の資料だったですか、掲げられているかと思うんですけど、その中で副食費については4500円というところで各園で徴収していただくようになりますというふうな説明があったかと思うんですけど、今現在の保育料というのは、どういう流れで徴収されていますか。

○子育て支援課長

現在は市のほうで公立保育所、私立保育所関係なく、保育所につきましては市のほうで徴収しております。そのうち保育料の中に副食費、給食費も含めたところで、保育料というふうな形になっていますので、市のほうで徴収しております。こども園につきましては、各園で各施設での徴収となっております。

○永末委員

今の現時点で保育料というのは、市のほうで徴収して、それを各園のほうに渡すというふうな形の流れかと思うんですけど、無償化になることで、副食費に関しては、その園のほうで徴収してくださいということかと思うんですけど、そのあたりで園のほうで、どういうふうな形でやっていこうかという、ちょっと混乱している現場もあるというふうな話もちょっと聞いておるんですが、そのあたり、市としてどのような形で指導と言いますか、対応を考えていらっしゃいますでしょうか。

○子育て支援課長

副食費の実費徴収につきまして、現在、私立保育所連盟とも協議をしております。例えば口座振替での引き落としというのを、そういうやり方もあるとか、私立保育協会の代表者の方にはそういった形で、お示しをしているような形ではございます。

○永末委員

小中学校の給食費というのも今、口座振替で落ちているというふうな形になるかと思うんですけど、そのとき振りかえの手数料とかというのにもかかってくるのかなと思うんですけど、そのあたりというは、どういうふう処理をされているんでしょうか。

○学校給食課長

手数料というのは、かかっておりません。振り込んだ手数料というのはかかっておりませんので、それぞれの給食費のそのまま引き落としということになります。

○永末委員

各保育所のほうで、口座振替を指導しているということでしたけど、そのときも手数料がかからないような形になってくるんでしょうか。

○子育て支援課長

手数料については、恐らく1件当たり、幾らかの手数料は必要になってくるというふうには考えております。

○永末委員

それはどちらの住民の方、利用者の方が負担するようなことになるのか、それとも園のほう負担する形になるのか。

○子育て支援課長

今、そういうものも含めまして、現在、私立保育所連盟と協議をしているような状況でございます。

○永末委員

小中学校ではかからない、でも一方で保育所になったら今のところはかかるかもしれないというふうな話なんですけど、それは統一して、園のほうでもかからないような形、保育所とかこども園のほうでもかからないような形を検討していただきたいと思いますと思うんですが、そのあたりは小中学校と保育所のほうで取り扱いが異なるというのは、どういったことなんですか。

○子育て支援課長

市と各施設との違いと申しますと、やはり各施設によって金融機関、対応する金融機関が全て同じではないのではないかとこのうふうには考えております。ある園では福岡銀行であったり、信用金庫であったりとかというふうには考えておりますので、その辺を統一するというのは、ちょっと難しいのではないかとこのうふうには考えております。

○永末委員

小中学校で今やられているような形を、同じような形で検討していただいたら、どうなのかなと思うんですけど、それは何か支障が出てくるんですかね。

○子育て支援課長

今、申されているのは、市が金融機関を決めて、そちらのほうで手数料なりをとということでよろしいでしょうか。

○永末委員

いや、今ちょっと教育委員会のほうに聞きますと、小中学校に関して、給食費は口座振替になっていて、その手数料等はかかっていないというふうなことだったので、であれば保育所のほうでも無償化を機に、こういった形で新しい形になっていくのであれば、そういったことを同じように検討していただきたいということを申し上げているだけなんですけど、そこでできない理由があるのなら、ちょっと教えていただきたいと思ひまして。

○子育て支援課長

学校給食の場合は、市が一括して対応しておりますので公金扱いになっていると思うんですけども、実費徴収に関しては、各施設の対応となりますので、今申し上げているように手数料を市が負担するというのは、ちょっと難しいのではないかとこのうふうには考えております。

○永末委員

結論めいたことになりましたけど、ぜひちょっと、その協議を詰められているわけですよ。ちょっとそこもそういった声も聞いていますんで、そういったふうにはできないのかというを聞いていますので、ぜひちょっとそのあたりまで含めて検討していただきたいということで要望させていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今の副食費の関係で、免除をされる世帯というのはあるんですか。

○子育て支援課長

副食費につきましても、年収が360万円未満の方につきましては、副食費が免除というふうな取り扱いになります。

○兼本委員

360万円未満の方は、副食費は全員免除ということでもいいんですよね。1子目、2子目とか関係なしに全員に免除になりますよということでもよろしいですかね。あとそれ以外に免除になれる方というのはいらっしゃるんですか。

○子育て支援課長

第3子以降の児童については、免除の対象となります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「児童生徒の安全対策について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○学校教育課長

資料について説明をさせていただきます。まず、学校における通学路の安全点検サイクルについてでございます。この資料は、各学校でどのように通学路を点検しているかをP D C Aサイクルのフローチャートにしたものです。

まず、上部にございますPの欄でございますが、4月に教育委員会より各小中学校に「通学路及び安全マップ」の提出を依頼しております。各学校は昨年度までの対策を見直し、提出していただくようにしております。その後、Dの欄になりますが、年間を通して、保護者の見守り活動等が行われるとともに、保護者や地域の方から通学路における危険箇所の情報提供があれば、随時、安全マップの付加、修正を行ってまいります。さらにCの欄になりますが、例年9月から12月の期間に学校運営協議会委員や学校評議員、P T Aの安全担当部署等と意見交流を行い、危険箇所や対策等の把握を行います。そして、Aの欄になりますが、概ね3学期でございます1月から3月には、保護者と安全マップの見直しが行われて、次年度に反映することということでございます。

続いて登下校中の交通事故についてご説明いたします。登下校中に起こった事故については、平成30年の事故件数は5件、平成29年度は4件でございます。平成30年度に足の指の骨折を負った児童を除き、他の児童生徒については、検査等を行った結果、大きなけがはなかったと報告を受けております。

続いて、登下校中に起こった不審事案についてでございます。平成30年度の不審事案は、合計43件であり、最も多いものは「声かけ事案」でございました。また、平成29年度の不審事案は22件であり、これも最も多いものは30年度と同様に「声かけ事案」でございます。なお、ほとんどの不審事案については、子どもや保護者から報告があったもので、例えば「お菓子が余ったからあげるよ」とか「何年生」と声をかけられたものや「じっと見られた」または「写真を撮っているようだった」といった不審者かもしれないといったものも含まれています。

以上、簡単ではございますが、資料の説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

すみません。資料の準備していただきましてありがとうございます。説明していただきました分について、数点質問させていただきます。まず、やはり児童生徒の通学路の安全、安心の確保というのは、何よりも大切なことじゃなかろうかというふうに思っております。飯塚のほうでも、90年代に全国を賑わすようなそういった事件も起こっておりますし、今後、飯塚において事故においても、事件においても市内の児童生徒の方の安全、安心というのは、何よりも優先的に守っていかなくちゃいけないじゃなかろうかというふうな、強い思いを持っております。その中で、今の交通事故と不審事案について説明のほうがありました。やはりこれだけの事件でありますとか、事故が起こっているのかというふうな部分をまとめて見させていただきまして、率直な感想として抱いております。こういったのを少しでもなくすような仕組みをつくっていかなくちゃいけないというふうに思っております。

その中で、1枚目の安全点検のサイクルというところでPDC Aを回しながら、毎年毎年チェックをしっかりとかけて行っていますというふうな話をいただいたわけですが、実際に市内の小中学校の安全マップというのがあるかと思うんですけど、そのあたりまで含めて、見せていただいて、どういったものができ上がっているのかな、どれぐらいのクオリティーと言ったら失礼な部分がちょっとあるかもしれませんが、その部分も含めて審議のほうも深めさせていただきたいんですけど、そのあたりまで含めて資料の追加の提出の要望させていただきたいんですけど、委員長のほうでお取り計らいのほどお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいまの永末委員から要求がっております資料は、提出できますか。

○学校教育課長

少し時間をいただければと思いますが、次回という形では、よろしいでしょうか。

○委員長

お諮りいたします。ただいま永末委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料提出を次回準備してもらうように要望いたします。

○永末委員

ぜひ、よろしくをお願いします。飯塚市は広いですから、都市部の校区と都市部から離れた校区という部分で声かけの事案とか、事故の事案とか見させていただいても、やっぱりそれぞれちょっと違うなというふうに感じました。ですので、それぞれの実際の安全マップを見させていただきながら、安全、安心な通学路の確保に審議を深めていければと思います。あと、児童見守りの実証事業というのを以前行われていたというふうに、飯塚市のほうで行っていたというふうに記憶しております。その部分の結果、成果についてお示しいただけますか。

○学校教育課長

児童見守り実証事業につきましては、情報政策課において実証事業を行っておりまして、情報政策課に確認した内容で報告をいたします。

事業の概要ですが、無線通信網を使い、立岩小学校の1年生、2年生の児童生徒のうち、希望者に「GPS機能付き防犯ブザー」を貸し出し、登下校中や塾の行き帰りなどにおいて、保護者がパソコンやスマートフォンを使って、ウェブ上で児童の位置情報を確認することができる見守りシステムの実証事業を平成30年6月から開始しました。

事業開始後、GPS情報の未取得や電池切れなどのトラブルが続いたため、途中で全デバイスを交換し、夏休み前の7月18日まで実証を行いました。内容につきましては、無線通信網であります「Sigfox」の通信につきましては、問題なく通信が行えていましたが、「GPS機能付き防犯ブザー」の性能に個体差が生じており、商品化するためには改善が必要との結果のようでした。

12月中旬に、寝屋川市で導入済みの「防犯ブザー無しのデバイス」での実証事業を事業者から提案を受け、2月25日から2回目の実証事業を開始し、春休み前の3月20日に終了しております。

利用者アンケートの結果は、今後利用してもよいと答えた方は全体の33%にとどまっております。以上の結果から、今回の児童見守り実証事業としては満足のいく結果が得られなかったと判断していると聞いております。

以上で、説明を終わります。

○永末委員

立岩小学校で行われた分については、そういった結果になってしまったということですが、ただ実証事業ということですので、そういった部分を含めて検証するのが実証事業なのかなと思っていますので、やっていること自体に関しては、私としては今後の飯塚市の安心、安全を確保する上でも、必要な取り組みじゃなかろうかというふうに感じておりますので、ぜひこのあたり、うまくいかなかったというふうな報告もありましたけれども、ぜひ私としてはこれは今後もそういったところも改善点を踏まえながら、いろいろと調査研究を進めていただきたいと思いますと思うんですが、ことし新聞紙面のほうで、福岡市のほうでも児童の見守り事業を10月ぐらいから開始するというふうに聞いております。その部分につきまして、現時点でわかる範囲で構いませんので事業内容をご紹介しますでしょうか。

○学校教育課長

福岡市のプレスリリースや新聞報道により、収集しました内容になりますが、その内容をご紹介します。福岡市の児童見守りシステムの概要といたしましては、福岡市内の全校区の小学生約8万5千人を対象に3.3センチ四方、厚さ0.9センチメートル、重さ5.5グラムの見守り端末機を無料で配布し、その端末機を携帯した児童が地域に設置された基地局、これはコンビニや公共施設、電柱だそうでございます。また見守り人、これにつきましては見守りスマートフォンアプリをダウンロードした地域の方や企業など、その近くを通過するだけで位置情報が記録される仕組みとなっております。保護者自身で登下校時やあらかじめ設定した検知ポイントの検知通知や地図による位置確認をしたい場合は有料、これは月額480円にてサービスを受けることができるようになっているようです。この児童見守りシステムにつきましては、令和元年10月ごろから校区ごとに順次開始し、3年以内に全校区で実施する予定となっているようでございます。

○永末委員

福岡市では、かなり積極的にこのあたりの取り組みを行っていかうとされているのかなというふうに今お聞きしまして感じました。当然、今福岡市というのは勢いがある自治体でもありますので、そこに人口が集中するような状況になっておるわけですけど、飯塚市としても、福岡市の衛星都市としてやっていくというふうなことも、以前聞いたこともありますけど、少なくとも飯塚市のほうに、今後の子育て世代をしっかりと入れていくという意味においても、このあたりに取り組みで福岡市に、福祉の後塵を拝するといえますか、そのようなわけにはいかないんじゃないかなと思います。こういった取り組みをされている自治体とされていない自治体というのは、やっぱり私も来年から子どもが小学校のほうに通い出しますけれども、やはり一人の親の意見としましても、やはりこういった仕組みがきちんとあって、やはり今安心、安全を提供できる仕組みがある自治体のほうに、より住みたいと思うのが親の気持ちじゃなかろうかと思っておりますので、ぜひこの福岡市の取り組み、ちょっと調査、研究を進めて、ご報告も継続していただきたいんですけど、要望としてさせていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

通学路の安全点検ということで、私がよく話を聞いているのでは、大人が子どもを守ってやるというような感じをすごく受けます。それもすごく大切なんですけど、私は子ども自身が暴力から自分を守るという学習が、何より子どもたちが自分を救える方法ではないかなということも考えますが、子どもたちが暴力について学ぶような、ここでいえば連れ去りについて学ぶようなことは考えられていますか。

○学校教育課長

暴力に特定したのもございますが、特活の時間であるとか、それから通学路の登下校の安全について、警察等に来ていただいて安全教室等が行われております。そういった中では、実

際に不審者に襲われたときに、どのように逃げるかであるとか、具体的にどのように対応するかについても指導がなされております。そういったものをもっと積極的にやっていきたいという意思は持っております。

#### ○金子委員

CAPというものを御存じでしょうか。CAPは御存じの方もいらっしゃると思うんですけど、私自身もCAPをやっていたファシリテーターでもあるんですが、暴力についての知識をまず与えること、その中で虐待とかいじめ、そして連れ去り、性虐待について詳しく説明していきます。各クラスに入って説明をしていく、とてもわかりやすい事業だと私は思っておりますので、連れ去りにはこんな事業、性虐待にはこれこれ、またいじめにはというような、対応するものも必要なんですけど、暴力全体について子どもたちが学ぶ機会を持っておくと、自分の身を守るというところでは、学習できるのではないかなと思っておりますので、さまざまな子どもたちが、自身の身を守る方法を身につけられるような取り組みを考えていただきたいと思っております。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○兼本委員

今いただいた資料の中でちょっとお伺いしたいんですけども、PDCAサイクルの部分ですけれども、その中の学校、保護者、地域による対策実施というところがあります。通学路の安全マップの保護者、地域への配付・共有というのがあるんですけども、実際にこの安全マップ、通学ルート、御存じだと思うんですけども、かなり一つの地図にすると大きさにすごい大きさに、皆さんが見えないぐらいの字でもかなり大きな、配付とかは実質難しいかなと。学校に貼ってあるぐらいしか、多分ないんじゃないかなと思うんですけども、これは確かに保護者や地域へ配付するということは、非常に大切なことかなと思っておりますけど、地域の方も朝の見守りなんかするときに、どこを見守っているのかというのが、やはり中々、意思の疎通がPTAと学校と地域の方々の協力体制がせっかくできているのに、ちょっと余り効率がよくないのではないのかなというのには、やはり今の情報が共有されていないというのが大きいんじゃないかなと思っております。逆に言うところこの安全マップを配付できるようなものを、市のほうで協力できないのかと思うんですが、どうでしょう、小学校ができました。つくったものはかなり大きいですよ。あれじゃあちょっとやはり、地域とかに共有するというのは、非常に難しいんじゃないかなあと思っておりますが、何かいい方法というか、どうでしょう。私は情報の共有化は非常に大切ではないかなと思っておりますし、いろんな自治会長会があったりとか、いろんなまちづくり協議会の中で学校に協力しようというような形のものがあったときに現実多分、学校しかないと思うんです。職員室の前ぐらい貼ってあったりとかぐらいしか見ないのかなと。そこに行った方はわかるけれども、それを地域でここなんだよということをするというのは、非常にちょっと今の現状、難しいような気がするんですけども、何かいい対策というのはできないでしょうか。

#### ○学校教育課長

今委員がおっしゃられましたとおり、非常に110番の家だけでも、かなりの件数を登録していただき、非常にありがたいことで、これをちりばめていくだけでも、相当な紙面を割くようなことになっております。今回の学校のほうに幾つか調べた中で、しっかり配付している学校もございましたが、まだ配付ができていない学校もございました。ただ中には自校のホームページ上にアップされて、それを使ってどなたでも見ることができるというようなマップの作成も行われております。地図の使用については著作権の問題もありますが、そのような地図があるということを私どもも先日知ったばかりです。このような方法が今一番いいのではないかなというふうには考えておりますので、ぜひ他の学校にも紹介して、普及してさせていきたい

なというふうに考えております。

○兼本委員

確かに各学校のホームページを見ますと、すごく情報が載っている学校、載っていない学校と学校によって違いますよね。大切なところは共有化できるように、どの学校も同じように載せられるような、ルールづくりといたしますか、できればしていただければと思います。

それと次に、登下校の見守り活動、今、児童クラブに預けられている方も多ということがおわかりのように、保護者がなかなか特に下校時というのは、なかなか家庭にいないということが多と思うんですが、その見守り活動自体はどなたがメインになってやられているんですか。

○学校教育課長

見守り活動自体は、基本的には保護者よりも地域の方が多くのところで協力いただいているのが実態とっております。特に飯塚市の場合では、子ども見守り隊等の発足がございましたので、あそこに登録されている方も含めて、地域全体の目で見えていただくということが重要ではないかというふうに考えております。

○兼本委員

そうすると確かに私どもの地域でも、地域の方々が見ていただいております。その時の見守りをしたときの問題点等の情報共有というのは、学校との情報共有というのは、どのようにお考えなんでしょうか。

○学校教育課長

そちらのほうやはりその図で申しますと、Dであったり、Cであったりするところになるかと思えますけれども、学校と見守りの方との定期的な連絡でありますとか、課題が生じた際に学校のほうと連絡をとっていただく。また、学校のほうで事案が発生したときに、特に場所によってはご依頼すると、お願いするというようなことを過去したこともございます。

○兼本委員

という見守り活動における問題点等の情報の共有化というのは、今現状できているということでもよろしいんですかね。

○学校教育課長

子どもが十分に把握はできていない部分があると思いますが、学校のほうはそれに努めている。確かに差はあるかとは思っております。

○兼本委員

あと子ども110番、先ほど課長が答弁されました子ども110番なんですけど、空き家にまだ子ども110番というものが多々、見受けるんですが、確かにその子ども110番、これ学校やPTAが各家を訪問して、お願いして、もう本当に大変なご苦労されてあると思います。しかし今、もうどうでしょう。場所によっては、半分ぐらい近くとか、3分の1ぐらいがもう空き家になっていて、どうしようかというような問題も各学校であるのではないかというふうに思っておりますが、この子ども110番の家の掘り起こしに関して今、学校とPTAがメインとなってやっつけらるんではないかと思うんですけれども、教育委員会としては、これに関して、掘り起こし等、言い方が悪いですけど、簡単に言うと、簡単に聞こえるんですけど、非常に難しいんですね。午前中に家に高齢者の方も非常に今現状、多くなっている状況ですので、午前中、午後は家にいないけれども、夜はいるよと言われる方もいらっしゃいます。登下校時には、いらっしゃらないというような家も子ども110番の家でもあるわけなんです。こういったところでどうやって掘り起こしていくかということに関しては、どのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長

最も理想的なものとしましては、やはりPTA、地域で子どもたちを見ていただくという視

点からいきますと、PTAでありますとか、自治会、そういったところの連携を深めていただいて、地域で掘り起こしをしていただくということが、まず第一義かと思っております。私どもとしましても機会あるごとに、やはり市民の皆さんに110番の家、これも条件がございますので、いない家庭には当然お願いできませんので、そういったところにご協力をお願いできるような形はとっていきたいと思っております。

#### ○兼本委員

それと9月から12月に対策効果の把握ということで、これ多分PTAの理事会のほうで上がっている安全補導委員に各学校から報告がきて、上げられていますよね。そしてその旨を11月ぐらいでしたっけ、PTAの理事会かなんかで収集して、その後これの対策はどうなっているのかというような形で、確か動いていると思うんですけども、大体報告が私たちがPTAをやっているころは、1年後ぐらいだったんです。例えば、令和元年の報告を11月にすると令和3年の4月、5月ぐらいにこういう報告が来ましたという形で来るんですね。でも保護者としては、やはり危険なのは、今現状が危険なんだよということで、言っているわけなんですけれども、どうなっているの、どうなっているのと学校側もPTA役員にも、保護者からかなり突つかれてくるところがあると思うんです。今、例えばことし11月ぐらいに上げると言われていましたけど、例えば本当にこれ悪い、だめだよと、ここ何とか改修、どうにか整備しなくちゃいけないという、来年度の例えば予算の関係とかを考えたら、11月ぐらいに上げると、やっぱりまるっと1年かかってしまうわけでしょう。これ4月の段階で、ある程度もう出ているわけなんですよね、問題というのが。ほぼ、どこもそうなんですけど何年か要望等を見られるとある程度、上がっているところは変わっていないんじゃないかなと思うんです。そうすると、でもここは危ないよという市民の意見もあるでしょう。それから市のほうの考え方もあると思うんですけども、どちらにしてもっと早目に提出させて、早目にそこはどう対応するのかというのを決めていただいたほうが、効率的にもいいし、子どもたちの安心、安全面を考えたときに、非常にいいんじゃないかなと私は考えるんですけど、どうでしょうか。

#### ○教育総務課長

今、通学路の危険箇所についてのご質問でございますが、本市としましては、通学路安全対策推進連絡協議会となるものを設置しております。その構成員は学校関係者、国土交通省、警察署、行政機関となりますが、通学路における危険箇所については、先ほどPTAのほうから10月、11月ぐらいに取りまとめたものが、要望として上がってきます。それについて内容が多岐に渡るものも相当数ございますので、この交通安全対策を横断的に関係機関と協議をして、スピード感を持って安全対策のほうに取り組んでいくようなことをしておりますが、内容的にも先ほど申しますように、いろんな種類がございますので、速やかにできるものと時間を要するものがございまして、できるだけスピード感を持って対応を図っていききたいというふうに考えております。

#### ○兼本委員

ちょっと時期的なもの、提出する時期の問題と、あとはやっぱり回答がちょっと遅いんじゃないかなというふうに思っています。もう少し早く、今検討中であるとか、大体検討中であるしか書いてこないですけど、もうちょっと、ここがこうこう、こういう、こうだからということを、やっぱり何で検討しているのかとかいったことを教えていただかないと、逆に今度はPTAのほうとしても、保護者に対して理由を説明できません。ただ検討中であるとか、抽象的な答えが多いんです。だから、もう少しそのあたりを具体的に、例えばじゃあこうなってやって、できないんだったら、例えば地域でこうやろうということもできるかもしれないし、何でだめなのかというのがわからないと、やっぱり先に進まないところがあります。そういったところもちょっと具体的に回答いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

通学路、特に中学生の下校時がかなり遅くなっていて、今はまだ7時ぐらいだったらその薄暗いんですけど、冬、秋とかぐらいになったら7時ぐらいで真っ暗で、そしたら、子どもたちが街灯がないところを自転車で帰るということで、とても心配されているところがあるんですけど、その場合に街灯がないとなったら、街灯をつけなくちゃいけない。そのときのその電気代は、誰が払うのでしょうか。

○防災安全課長

防犯灯に関しては総務部、防災安全課のほうで所管しておりますのでお答えします。防犯灯に関しましては、集落、いわゆる家屋と民家がある集落につきましては、自治会のほうでお願いしており、それ以外の通学路、それから道路等においては、飯塚市のほうで負担をしております。

○金子委員

実をいうと二瀬中学校の校区のところで暗くて困っているという話を聞いたんですよ。だけど自治会が、もうお金がないから高齢者ばかりでとてもお金が出せないのです出すのが嫌だって言っているのを学校でどうかしてほしい。だけど、学校から少し近いといえば近いんですけど、どうしたらいいんですかと言われたときは、学校に持って行って話をしてくださいといえいいということでしょうか。

○防災安全課長

今のご質問ですと、自治会のいわゆる皆さんが集められたお金に限りがあり、なおかつ高齢化して、その維持も難しいというお話だったと思います。そういったことに関しましては、学校というよりも、防災安全課のほうでお話を、まずお聞かせいただいて、基本は自治会のほうで解決していただくというのが基本ベースになりますが、相談に乗れるところと乗れないところとあるかとはございますが、防災安全課のほうで一度お話を聞かさせていただければと考えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

先ほどの兼本委員の質問に関連するかと思いますが、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。さまざまな通学路に関する要望が出ていると思いますけれども、大体どのくらい年間あるのでしょうか。

○教育総務課長

さきの議会のほうで一般質問でもございましたけれども、危険箇所として年間上がってくるのが3カ年、平成28年度から申し上げますと、28年度は13カ所、29年度が12カ所、30年度は14カ所というふうになっております。

○田中裕委員

ちょっと具体的な例でお聞きしたいんですけども、立岩小学校区、新飯塚から旌忠公園のほうに行くあの道ですね。そこにお住まいの方から、5、6年ほど前に要望しているけれども、いまだに改善されていない、何の返事もないということをお聞きいたしました。それに関しては把握はされておりますか。

○教育総務課長

申しわけございません。今それを確認する資料のほうは手元にはございませんので、申しわけございません。

○田中裕委員

次の委員会までも構いませんので、ちょっと確認をしていてください。この苦情というか、

要望になるのでしょうか。というのがその道路の左側には歩道があります。右側には歩道がない白線だけなんです。通学路として学校が指定しているのは、左側の歩道でなくて右側の白線だけの道、狭いところは50センチぐらいしかありません。そこを通るようにという、何かそういう学校側の指導があるみたいなんです。あの道は交通量も多いし、本当に危ない目をして皆さん、子どもさんが通学しているようであります。ですから、そういう箇所を実際現地を調査していただいて、左側の歩道を通れば安全でしょうけれども、何か横断歩道がないので通ってはいけないとか、そういうふうなことも言っているみたいなんです。ですから、本当に右側を通らないといけないということであれば、右側に歩道をつけていただきたい。もうそうでもしないと、ちょっと実際に現地を見て非常に危険だということを私も確認いたしましたので、ぜひ現地を調査して対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

ただいまの報告の中の交通事故についての関係なんですけど、一応平成30年度、29年度の事故の報告が上がっております。小学生だということで、この児童さんの過失で起こった事故なのか、それとも運転手側に過失が大きくあったのか、それとあわせて、危険要望箇所での事故がどういうのがあったのか、もうちょっと掘り下げて教えていただけますか。

○学校教育課長

平成30年度の5件につきましては、子ども側に特別に瑕疵があったものはございません。交差点、横断歩道中に接触されたものや歩いていてミラーが当たったりといったものでございます。29年度につきましては、飛び出し等ではなく、接触等ですので横断歩道上ということですのでございますので、特に危険箇所で起こったというふうな限定されたものでもございません。

○吉田委員

横断歩道というのは、もう除外して構わないと思うんですけれども、歩行中というのはあるじゃないですか。これが要するに学校側とか先ほどのPDCAサイクルにのっとって、要望が上がっていた箇所があるのかないのか、その辺はどうでしょうか。

○学校教育課長

詳細については、申しわけございません。確認ができておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

車の交通事故の問題なんですけれども、今車で送り迎えをされる保護者が非常に多い地域があると思います。学校まで乗りつけて来られると、そこは基本的には、通学路は歩いてくるとというのが基本ですよ。そこに非常に車がもう危なくて、危なくて、何度もやっぱり、その学校もいろいろ注意したりとか、多分していると思いますし、啓発もしていると思うんです。だけでも車で、その地域じゃないからなんだろうけど、車で来られるんですよ。基本的にその通学路の定義というのは車で来られる方は、例えば、校区外であるとか、いろんな条件の方がいらっしゃると思いますけれども、車の方たちの通学路の決め方というのは何か今あるんですかね。

○学校教育課長

特に車で来る際には、この道を通ってくださいといったものがあるとは思っておりませんが、学校のほうから、特にこの道が狭いので避けてほしいとか、学校周辺は混乱するので、絶対にそこで乗り下りをしてこないでくれということは、いろいろな学校のほうで保護者をお願いをしているところがございます。特にけがをしている子ども等については、許可を出して学校の中まで乗り入れは認めておると思います。

○兼本委員

通学路ですから一応全員提出ですよ。保護者から。通学路の提出をしませんでしたか。4月の入学時にどうやって来るかとしますよね。学校によるんですか。全部の学校ではないのですか。

○学校教育課長

学校からこの道を、この地区の子どもたちは通るように指定はしますが、どうやって来るのか詳細を保護者側、子ども側から提出することは、特に望んではないと認識しております。

○兼本委員

そうなんですか。私たちは提出していたんですけど。要は、そうすると大体学校の前は全部通学路なんです。車で来られる方もたしか提出しなくちゃいけなかったんです。それはどうことかという、通学路になっているところから途中で歩いておいでと。ただ、そうなったときに車をとめる場所がないんですよ。そういったこともあって、学校の近くまで多分、皆さん連れてきたりすることが多いのかなというふうに思うんですけども、案外子どもたちは小さいんですよ。車のやっぱり陰になってしまって、すごく保護者の皆さんが送ってくるときも、すごくやっぱり心配されるんです。頭を突っ込んでバックするときなんか、後ろに子どもが歩いているか、どうかもわからないと。そういったところまで来るというのは、やはり危ないんじゃないかなと。ある程度、一定の何かルールづくりというのは必要ではないのかなと思っているんですけども、私たちも学校の何人か、やっぱり交通事故に遭っている方がいるんです。目の前の道は車の通りが多いし、そこにミラーも何にもないんですよ。車が来ているかどうか、まず送って来たほうもわからないし、坂道でぼんと出て来た、スピードが上がって出て来たたら、もう出て来たたら事故を起こすとか、そういう地域のいろいろ学校によって、いろいろな状況があると思うんですけども、そこに子どもたちの通学路と重なっていたら、子どもたちに2次災害で影響を及ぼすこともあるんじゃないかなと思うんですけども、何かいい方法をとっていただければ、お願いしたいんですが。例えば、何か近くのコンビニの駐車場をその間、借りられるとか、そういったお願いができるとか、何かそういった安全確保が非常に難しい、はっきりいって難しいです。何かしら、ちょっと動いていただければと思っていますがどうでしょうか。

○学校教育課長

まずは今、車で送られている方が多いことも把握しておりますが、危険であればやはり子どもに歩いて来ていただくようにというのが、一つ原則にあるかと思っております。ここに車をとめるといったことが、これはやっぱり私どもの土地ではない限り、なかなか難しい問題が、おっしゃられるように、どこにでもとめて大丈夫なのかといえば、必ずしもそうでないことも把握しております。非常にこうすれば解決できるということを今ここで申し上げることは難しいかと思っております。基本的には、学校と保護者でルールづくりをしていただく中で進めていただきたいという思いはあります。地域によって、随分実情が違っておりますし、学校の敷地によって、またかなりの違いがありますので、一概にこのようにするという事は、逆に危険であったり、逆に不便であったりということも生じるかと思っておりますので、まずは、保護者の方にもそういったことの認識をぜひ深めてもらいたいという思いをすごく強く思っております。すみません。回答になっているかどうかわかりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について報告したい旨の申し出が

あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）整備に係る選考結果について」報告を求めます。

○高齢介護課長

「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）整備に係る選考結果について」、ご報告いたします。

2018年度から2020年度の3カ年を計画期間とします第7期の飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の基盤整備方針に基づき、来年度、2020年度に特別養護老人ホームを1施設、50床を整備することとしておりまして、その事業者選考を行いましたので、ご報告いたします。

まず、事業者の募集につきましては、市のホームページで4月28日から募集記事を掲載しまして、6月24日から27日までの期間で受け付けを行いました。

別紙1をお願いいたします。応募状況と選考結果についてまとめております。1の応募状況でございますが、募集事業者1カ所に対し、1事業者からの応募がございました。選考につきましては、2の選考方法及び3のヒアリング概要に記載しておりますが、5名の学識経験者等外部委員によりまず書類審査、7月18日、実施のヒアリングによる採点選考により行いまして、基準点である1千点満点の7割以上の700点以上を満たしました「社会福祉法人サミック」が採択されました。採点結果につきましては、別紙2のとおりでございます。

選考会の後、7月24日に開催しました諮問機関であります飯塚市高齢社会対策推進協議会で承認を得ましたので、市の意見書を添付し、8月20日までに福岡県宛てに協議書を提出することとしております。今後は、県における審査等を経まして、概ね年内には整備の適否が決定される予定でございます。

資料の別紙3につきましては、採択された事業所の整備概要書及び整備予定地の地図となっておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「低所得者・子育て世帯支援商品券発行事業（飯塚市プレミアム付商品券事業）について」報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「低所得者・子育て世帯支援商品券発行事業（飯塚市プレミアム付商品券事業）について」、ご報告させていただきます。

消費税、地方消費税引上げが、本市の低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、市内における消費を喚起、下支えするため、低所得者・子育て世帯向けに商品券を販売するものでございます。名称として「飯塚市プレミアム付商品券事業」としてはありますが、この概要について、ご報告いたします。

資料として、7月時点で配布しているチラシを添付しておりますのでごらんください。商品券の購入対象者は、2019年度、住民税が課税されていない方、ただし、住民税が課税されている方の配偶者、扶養親族等や生活保護法の被保護者等は対象となりません。また、2016年、平成28年4月2日から2019年、今年の9月30日までに生まれたお子様がいる世帯の世帯主の方が購入対象者となります。

商品券につきましては、購入額に25%が上乘せされることとされており、1冊当たり4千

円で、500円券を10枚綴の5千円分の商品券が購入できます。購入限度額につきましては、非課税者が5冊2万円、商品券額2万5千円分まで購入可能となっております。また子育て世帯分は2万円×対象のお子様の数の額が購入可能となっております。

商品券の販売期間は、令和元年10月1日から令和2年2月29日までとなっております。また使用期間は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までとなっております。

商品券の販売窓口につきまして、チラシの中ではまだ調整がついておりませんでしたので、上げておりませんでしたけれども、このたび調整がつかしましたので、この場でご報告させていただきます。対象者の方々の利便性等を考慮し、調整をしてみましたが結果、飯塚市役所本庁及び市内の簡易郵便局を除く21カ所の郵便局で販売することとしております。

次に、取扱加盟店につきましては、資料として一覧表をお付けしております。現在、商工会議所にて随時受け付けしておりますが、6月30日現在で市内285店舗となっております。商品券販売場所や取扱加盟店等につきましては、購入対象者に9月中旬以降、購入引換券を送付いたしますので、この商品券販売場所や取扱加盟店等についてのお知らせをこちらに同封するとともに、市報やホームページでも随時お知らせしていくこととしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

これ、全部で何冊、幾らの予定なんですか。

○社会・障がい者福祉課長

6月補正で上げておりましたところは、4万2千冊としております。

○兼本委員

このプレミアム付商品券事業は、何冊出してきて、総額で幾らかかりますか。

○社会・障がい者福祉課長

申しわけございません。購入対象者4万2千人を見込んで算出をしておりますので、金額といたしましては8億4千万円の予定となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「令和元年台風5号に伴う大雨による被害状況等報告について」報告を求めます。

○防災安全課長

7月21日に、台風5号と梅雨前線の影響により飯塚市で大雨となったことによる被害状況等について、提出いたしております資料に添って概要を報告いたします。

なお、資料につきましては、現在、調査中の部分もありますので、今後、変わり得ることが考えられますが、7月24日現在の数値としてご理解いただきますようお願いいたします。

1ページをお願いします。「災害被害状況」については、上から人的被害の順に、それぞれの区分ごとに飯塚市全体の被害数を記載しております。まず、人的被害については、ございません。次に、住家1棟、非住家2棟の被害が確認されております。非住家については、納屋でございます。道路の冠水1カ所、のり面崩壊等5カ所、河川の施設・設備損壊11カ所、護岸崩壊6カ所、がけ崩れ5カ所、農林業施設29カ所となっております。なお、発生箇所につきましては、表の右側の特記事項に記載しておりますのでご確認ください。次に、表の下段にあります災害警戒準備室については、日時を記載しております。

2ページをお願いします。「行動記録」については、7月21日、3時43分に発令された大雨警報から記載しております。災害対策準備室は、6時18分に設置し、班長会議を合計

3回開催しております。避難情報については、土砂災害の関係で11時45分に内野地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令しております。20時20分に土砂災害警戒情報の解除を受け、内野地区に発令していた避難準備を解除いたしました。20時46分に洪水警報の解除を受け、災害警戒準備室を解除しております。

3ページをお願いします。「降雨量及び水位等調べ」については、遠賀川の川島観測所のデータを記載しております。21日6時から掲載しています。同日8時50分に水防警報の基準ではん濫注意の水位となり、ピーク時は11時の4.5メートルで避難判断の4.7メートルに到達しておりませんでした。

4ページをお願いします。「各排水機場等運転開始時間」については、一覧表にしております。運転については、21日のみとなっておりますので、それぞれの施設について開始時刻と停止時刻をご確認をお願いします。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。